

○本邦ニ於テナス外国債滅紛失承認払ノ場  
合ニ於ケル弁償責任ニ関スル件

(大正8年5月13日 蔵理第5010号)  
(大蔵大臣から 日本銀行総裁あて)

8月29日當債第700号保証払ヲ為シタル外国債元利金ノ弁償責任ニ関スル件伺ノ通  
(参照)

大正8年5月16日重役伺(抜粹)

右ノ場合仕払請求者ヨリ差入レシムヘキ契約書ハ其本文中「仕払ヲ受候者有之候節  
ハ」ノ下ニ「其仕払カ消滅時効完成期以前ナルト以後ナルトニ拘ハラス」、26字ヲ挿入  
ス

(照会内容)

外国債ノ元利金ニ就テハ倫敦紐育両代理店ニテハ時効ノ規定ヲ援用セサルコトニ相  
成居候ニ付本邦ニ於テ仕払ヲ為ス外国債証券又ハ利札ヲ滅失又ハ紛失シタルモノカ本  
邦ニ於テ明治39年法律第34号第6条第1項ニ依リ元金ノ償還又ハ利子ノ仕払ヲ請求ス  
ルトキハ消滅時効完成後ト雖モ弁償責任ヲ負ハシムルモノトシテ取扱可然哉此段相伺  
候也